

8 前 払 い

☐する

☒しない

9 部 分 払 い

☐する (回以内)

☒しない

部分払の基準

業務内容	履行予定月	数量	単位	単価	金額

※単価及び金額は消費税及び地方消費税相当額を含まない金額

※概算数量の場合は，数量及び金額を（ ）で囲む

		. -
内訳		. -
		. -

公益社団法人 2027年国際園芸博覧会協会

内訳書

■通訳

	単価 (円)	回数	金額
一日通訳業務：拘束 8 時間以内			
英語		(6)	
フランス語		(1)	
短時間通訳業務：拘束 3 時間以内			
英語		(9)	
フランス語		(3)	
中国語		(1)	
ハングル		(1)	
ドイツ語・スペイン語		(4)	
ポルトガル語		(3)	
ベトナム語		(3)	
1 時間あたり超過料金（通訳拘束時間が 8 時間を超過した場合に限り適用）			
英語		(1)	
英語以外の言語		(1)	
合計 (①)			
消費税 (②)			
総合計 (①+②)			

2025 年度 通訳業務委託仕様書

1 総則

(1) 適用範囲

本業務仕様書は、「2025 年度 通訳業務委託」（以下、「本業務」という。）に適用する。

(2) 準則

本業務の実施にあたっては、本仕様書のほか、公益社団法人 2027 年国際園芸博覧会協会（以下、「協会」という。）の契約規程、委託契約約款及び電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項を遵守することとする。

(3) 件名

2025 年度 通訳業務委託

(4) 履行期限

契約締結日から 2026 年 3 月 31 日（火）

(5) 履行場所

協会が指定する場所

2 業務の概要

(1) 業務の背景

国際園芸博覧会は、国際的な園芸・造園の振興や花と緑のあふれる暮らし、地域・経済の創造や社会的な課題解決等への貢献を目的に開催されるものである。2027 年に神奈川県横浜市で開催される 2027 年国際園芸博覧会（以下、「本博覧会」という。）の国際園芸家協会（AIPH）承認、博覧会国際事務局（BIE）認定を受け、協会では 2023 年度より外国政府への参加招請活動を開始しており、今後も参加招請活動を強化するとともに、公式参加者（日本国政府から本博覧会への公式の参加招請を受諾した外国政府及び国際機関）と出展に向けた調整を行っていく必要がある。

また、本博覧会を成功に導くため、国際園芸家協会（AIPH）及び博覧会国際事務局（BIE）との打合せ・会議や本博覧会の進捗報告、博覧会会場の現地視察等を円滑に行う必要がある。

(2) 業務の目的

本博覧会への出展の参加招請に係る外国政府関係者及び公式参加者、BIE 及び AIPH 等の海外関係者との調整を円滑に進めるための通訳を行うことを目的とする。

3 業務内容

(1) 業務の発注

委託者からの通訳依頼について、受託者は委託者が定める期限までに見積確認書と通訳従事者の氏名を通知すること。また、委託者の求めに応じ、通訳従事者の経験年数、通訳実績（過去 3 年分）及び受託者の定める通訳ランクを通知すること。

(2) 通訳者の要件

委託者の求めに応じて、次の一つの要件又は複数の要件を満たす通訳者を配置可能な体制を構築

すること。

ア 過去に行政関係者が出席する国際会議(G7、TICAD 等)や面会における通訳実績を有する者。

イ 英語の通訳実績を年間で 30 回以上有する者。

ウ フランス語・ドイツ語・スペイン語・中国語(簡体字)・韓国語・ポルトガル語・ベトナム語を通訳する際は、その言語を通訳する者がその言語について年間 10 回程度の通訳実績を有すること(例：フランス語を通訳する場合はフランス語の通訳実績を年間 10 回程度持つ者を派遣すること)。

エ 委託者が提示する通訳参考資料を十分理解するとともに、専門用語を含めて話者の発言を正確でわかりやすく忠実に通訳できる者。

(3) その他特記事項

ア 通訳については、逐次通訳とする。

イ 受託者は、通訳業務内容について疑問がある場合は、通訳業務日に先立ち余裕をもって委託者に質問すること。

ウ 緊急の通訳依頼(依頼日翌日等)に対応すること。緊急依頼の場合でも、受託者は特別料金等を別途支払わない。

エ 事前準備費、交通費(履行場所が横浜市内、川崎市内及び東京都内の場合に限る)等はすべて通訳料に含む。ただし、横浜市内、川崎市内及び東京都内以外の場所で通訳を行う場合は、委託者が認める範囲内で交通費を支給する。また、履行当日に備えて必要に応じて委託者との打合せを設ける。その場合の拘束費は事前準備費に含まれるものとする。

オ 拘束時間には履行場所までに移動時間及び業務終了後の移動時間は含まない。

カ 「1 時間あたりの超過料金」の規定は、拘束 8 時間を超えた場合のみ適用する。そのほか、通訳者の拘束時間が当初予定拘束時間を超過した場合は、実際の拘束時間に応じて所定の料金を支払う。

キ 委託者の都合による通訳業務取止めにかかる費用(キャンセル料)は通訳日の 4 日前(土・日・祝祭日を含めない)以降に取消しの連絡をした場合のみ支払う。なお、キャンセル料率は以下のとおりとする。

- ・通訳日の 2～3 日前：50%

- ・通訳前日及び当日：100%

4 その他

(1) 受託者は、業務において知り得た個人情報及び機密その他の情報を他に漏洩してはならない。特に個人情報の取扱いについては、十分留意し、漏えい、滅失、き損の防止、その他適切な管理に努め、受託者は、個人情報保護のための必要な規定の整備、従業員教育等個人情報を保護するために必要な措置を講ずること。本契約終了後も同様の扱いとする。

(2) この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別紙「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。また、個人情報漏洩等の行為には、個人情報保護法に基づく罰則が適用される場合があるので注意すること。

(3) 受託者は、「持続可能性に関する特記事項」に基づき、「持続可能性に配慮した調達コード」を遵

守すること。

https://expo2027yokohama.or.jp/news/news_20240118/

- (4) 委託料は年度ごとの一括払いとする。
- (5) 受託者は月次業務報告書を作成し、年度末に委託者へ提出する。